



《会計・税務の知識》 ベンチャー企業経営の基本 ～中小企業倒産防止共済制度の活用～

ベンチャー企業をはじめとする中小企業にとって、取引先の倒産による売掛金の焦げ付きは非常に手痛いもの。そのもしもの場合に備えた制度が、中小企業倒産防止共済（経営セーフティ共済）です。

先ごろ平成23年10月1日より一部改正され、掛金限度額引き上げ、それに伴う貸付限度額の引き上げ等、制度の幅が広がりました。今回は制度概要と、税務上のメリットについてご説明します。

1. 中小企業倒産防止共済とは

中小企業倒産防止共済（経営セーフティ共済）とは、取引先の倒産の影響を受けて中小企業が連鎖倒産することを防止するため、共済契約者の拠出による掛金を原資として共済金の貸付けを行う制度です。中小企業倒産防止共済法（昭和52年法律第84号）に基づき、独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営しています。

共済契約書は、万が一、取引先事業者が倒産して売掛金債権等が回収困難になった場合に、「納付された掛金の10倍（限度額8,000万円）」と「回収困難となった売掛金債権等の額」とのいずれか少ない額の範囲内において、共済金の貸付けを受けることができます。

「もしも」のときの資金調達として当面の資金繰りをバックアップし、中小企業を連鎖倒産から守ります。（「経営セーフティ共済制度のしおり」中小企業基盤整備機構）

2. 加入できる個人、法人

個人事業者又は法人で加入できるのは、引き続き1年以上事業を行っており、業種別に下記のいずれかの要件に該当する中小企業者です。

業種	資本金の額 または出資の総額	常時使用する 従業員数
製造業、建設業、運輸業 その他の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
ゴム製品製造業(※)	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業または情報処理 サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下

(※)自動車または航空機用タイヤおよびチューブ製造業ならびに工業用ベルト製造業を除く。

3. 制度概要

(1) 掛金

月額5,000円から20万円（改正前：8万円）までの範囲で自由に選択することができます。掛金の積

立限度額は800万円（改正前：320万円）までとなります。納付は毎月納付することも、前払いすることもできます。税法上、納付した掛金は、個人事業主の場合は事業所得の必要経費として、会社等の法人の場合は損金に算入することができます。

(2) 共済金の貸付け

加入後6カ月以上経過し、かつ6カ月以上の掛金を納付している場合において、取引先が倒産等（いわゆる「夜逃げ」は含みません）して売掛金債権等の回収が困難となった場合において、共済金の貸付けを受けることができます。

(貸付条件)

①担保・保証人は不要

②貸付利子は無利子

ただし、貸付けを受けた共済金の額の10分の1に相当する額が、納付した掛金から控除され、控除された額に相当する掛金の権利が消滅します。

③償還期間及び償還方法は、貸付額に応じて5年から7年で、回数に応じて均等分割償還。

(3) その他

共済契約者に臨時に事業資金を必要とする事態が生じた場合は、上記の共済金の貸付けを受けられる事態がなくとも、解約手当金の範囲内で一時貸付金の貸付けが受けられます。

また、解約した場合は、掛金納付月数が12カ月以上の場合において、解約事由及び納付月数に応じた支給率（75%～100%）により解約手当金が支給されます。

4. 税務上のメリット

掛金が全額損金となり、かつ、40カ月以上積み立てることにより掛金全額を解約手当金として受け取ることができますので、所得の繰延効果があります。

また、前払することも可能ですので、1年以内の前払であれば、支払時に一括で損金とすることができます。よって、年度末付近における決算対策に活用することもできます。

5. おわりに

今回はベンチャー企業経営を支援する制度について、説明させて頂きました。制度を知って、有効に活用頂ければと思います。

次回もベンチャー企業経営に欠かせない、会計・税務に関するトピックをわかりやすくご説明したいと思いますので、よろしくお願い致します。

（担当：豊山 忠明）